

社会福祉法人梶の葉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梶の葉会の役員等の報酬について定めるものである。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、当法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員とする。

(報酬の範囲)

第3条 理事長が会議を招集した場合、定款第8条及び定款第21条により報酬等として支給をする。

2 役員が会議に出席した時の出席1回の報酬額は次の通りとする。

理事、監事は、理事会及び評議員会に出席の場合、5,000円

評議員は、評議員会及び理事会に出席の場合、5,000円

評議員選任・解任委員は、評議員選任・解任委員会、理事会及び評議員会に出席の場合、5,000円

監事が、監事監査の場合、5,000円

監事が、指導監査等の立ち会いの場合、3,000円

(報酬の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の通りに銀行振込とする。

前月16日から当月15日までを計算期間とし、その月の25日に支払う。

ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の休日でない日に支払う。

附則	この規程は、平成21年12月	1日より施行する
	この規程は、平成23年12月	1日より施行する
	この規程は、平成28年4月	1日より施行する
	この規程は、平成29年2月	1日より施行する
	この規程は、令和2年4月	1日より施行する
	この規程は、令和4年9月	1日より施行する
	この規程は、令和6年6月	1日より施行する